

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業

Q & A

令和4年3月
一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目次

I. 共通事項	3
1. 全般	3
2. 対象となる応募申請者	3
3. 提出書類等	4
3.1 事業所の範囲が分かる資料	4
3.2 財務諸表	5
3.3 エネルギー使用量の根拠書類	5
3.4 事業報告	6
II. 診断事業	7
1. 全般	7
2. 対象となる事業所	7
2.1 事業所の単位	7
2.2 過去に診断事業を受診した場合の制限	8
2.3 複数事業所の応募	8
3. CO2排出量の算定	8
4. 診断機関の選定、委託	10
5. 診断について	10
6. 提出書類及びその記載方法	10
6.1 交付申請	10
6.2 事業所の業務概要	11
6.3 完了実績報告	11
6.4 精算払請求	12
7. 補助対象経費	12
III. 設備導入	14

1. 全般	14
2. 対象となる申請者	15
3. 対象となる事業所	16
4. 対象となる主な設備・機器.....	16
4.1 空調機および空調システム	17
5. 診断結果報告書との整合	18
6. リース・ESCO	18
7. 提出書類及びその記載方法.....	19
7.1 経費内訳	19
7.2 実施計画書.....	19
7.3 CO2 排出量、削減率の算出	20
7.4 交付申請	20
7.5 見積	21
7.6 実施段階	21
7.7 完了実績報告	22
8. 補助対象経費	22
9. 事業報告	22
10. 取得財産の管理.....	23

I. 共通事項

1. 全般

No	Q	A
I-1-1	グリーンリカバリー事業(診断事業と導入事業)は令和3年度補正となっている。本年度診断事業を受けて次年度に設備導入事業に応募は可能か？	単年度事業となりますので導入事業は令和5年2月10日に事業を完了する必要があります。 従って、診断事業の公募と設備導入の2次公募の申請を同一年度に行う必要があります。
I-1-2	診断事業完了する前に設備導入に応募できるのか？	機器導入の2次公募への応募は、診断事業が完了していることが必要です。
I-1-3	遂行状況の報告はどのようなタイミングであればよいか？	機構から要請があったときに報告してください。

2. 対象となる応募申請者

No	Q	A
I-2-1	賃貸ビルのオーナーは応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器を所有する法人であれば応募できます。
I-2-2	賃貸ビルに入居しているテナントや他社(関係会社などを含む)から施設を賃借し、営業している事業者は応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器を所有する法人であれば応募できます。
I-2-3	テナントビルやホテル等の管理機構(管理会社)は応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器の所有権等による判断となります。「管理」の範囲が単にエネルギー使用量の把握、請求等のみの場合では応募できません。
I-2-4	「特別法の規定に基づき設立された協同組合等」とはどのような法人か？	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)により定義された法人(現在13団体)や協同組合法に基づく農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合等になります。一部の団体については、環境省の確認が必要となります。また応募には、それを証する行政機関から通知された許可証等の写しの提出が必要です。
I-2-5	他者(地方自治体や関係会社などを含む)から施設を賃借し、営業している事業者は応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器の所有者(この場合は施設を貸している側)が応募することとなります。 但し、地方公共団体が所有者の場合、応募できません。
I-2-6	個人事業主、個人病院は応募できるか？	応募できません。
I-2-7	建物の共同所有の場合は応募できるか？	応募できません
I-2-8	宗教法人は応募できるか？	応募できません
I-2-9	大企業は応募できるか？	診断事業は応募できません。設備導入につきましては原則、設備導入の1次公募で過去診断または自己診断による応募であれば可能です。

No	Q	A
I-2-10	租税特別措置法による「みなし大企業」は適用されるか？	適用しません。
I-2-11	大企業の100%子会社の中小企業であるが中小企業としてみなされるか？	中小企業として取り扱います。
I-2-12	地方自治体が経営する小規模の施設がある。中小企業に当たるか？	中小企業に当たりません。 中小企業とは、中小企業基本法に基づくものとしています。
I-2-13	外資系企業は応募できるか？	応募できます。ただし国内法人の日本国内の事業所に限ります。
I-2-14	半年前に経営移管したが、事業は継続している場合は応募できるか？	事業の内容が変わらず、エネルギー使用設備・機器の増減がなく、継続したエネルギー使用の実績がある場合は応募できます。
I-2-15	事業の開始から1年度経過していないが、応募はできるか？	2019年度（4月～翌年3月）のエネルギー使用データがない場合は応募できません。
I-2-16	消費税について免税事業者か課税事業者かはどのように確認したらよいか？	貴事業所の経理、税務部門の担当者に確認してください。
I-2-17	事業者としては消費税について免税と課税の両方の事業をしている。そのような場合はどちらで応募すればよいか？	受診事業所の事業で判断してください。消費税免税事業者として申請する場合は、確認のための書面を提出する必要があります。
I-2-18	地方公共団体は応募できるか？	出来ません。

3. 提出書類等

3.1 事業所の範囲が分かる資料

No	Q	A
I-3-1-1	事業所の規模が分かるものとはどのようなものか？	資本金に関しては履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し、従業員数に関しては労働保険概算・確定保険料申告書または厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書などの写しを提出して下さい。
I-3-1-2	一つの敷地に本社と工場がある。本社だけで応募できるか？	同一敷地全体で申請してください。

3.2 財務諸表

No	Q	A
I-3-2-1	応募申請段階では直近の決算が確定していない。その前の財務諸表でもよいか？	確定している直近2期分で結構です。
I-3-2-2	貸借対照表と損益計算書は会社全体のものか、事業所のものか？	法人としての最小単位のを提出してください。例えば、グループ会社全体の連結決算(ア)、個別の会社の決算(イ)、個別の会社の事業所別(ウ)の決算の3つの財務諸表がある場合は(イ)を提出してください。
I-3-2-3	申請する法人は2期連続で債務超過となるが、親会社は財務には全く問題がない場合は、親会社、事業者2法人分の財務諸表を提出すれば要件を満たすか？	財務状況は申請する法人のもので判断します。
I-3-2-4	損益計算書で経常利益が2期連続マイナスであるが、貸借対照表では純資産はマイナスになっていない。要件を満たすか？	直近2年で債務超過がなければ、要件を満たします。

3.3 エネルギー使用量の根拠書類

No	Q	A
I-3-3-1	請求書のコピーを証憑として添付する場合、原本を提出してしまっており添付できない場合は写しでもよいか？	写しで結構です。
I-3-3-2	電力会社のウェブ画面等は根拠書類として利用可能か？	利用可能です。ただし、年度(4~3月)、供給会社名、契約者名、供給先(住所等)、使用量、単位が明記されているものを提出してください。
I-3-3-3	エネルギー使用量実績で、請求書が委託先の管理会社名の場合は、どうすればよいか？	申請者と委託先管理会社との関係を説明し、申請する受診事業所で使用されていることを明確にした上で提出してください。
I-3-3-4	電気およびLPGを組合で共同購入しており、請求書並びに検針票は組合から発行されているため、供給会社名・契約者名の記載がないがそれでもよいか？	組合から発行されている請求書と検針票及び組合宛のエネルギー供給会社からの請求書を提出してください。
I-3-3-5	A、Bの異なる法人が同一敷地内にあり、A社が受電しB社へ供給し、使用量に応じA社がB社に請求している。このときB社が応募する場合のエビデンスは何を提出すればよいか？	A社から発行されている請求書と検針票及びA社宛のエネルギー供給会社からの請求書を提出してください。

3.4 事業報告

No	Q	A
I-3-4-1	事業報告書の提出先はどこか？	環境省又は環境省が指定する団体に提出してください。年度末に機構から提出先をお知らせします。
I-3-4-2	事業報告の様式は毎年変わるのか？	事業報告の様式は実施年度のものを継続して使用します。様式及び提出した事業報告書の控えは確実に保管してください。
I-3-4-3	事業報告は診断事業と設備導入事業の両方が必要か？	診断事業は事業報告書の提出は必要ありません。設備導入事業は事業完了の日の属する年度の終了後3年間の報告が必要です。
I-3-4-4	事業終了後の3年間で社名、事業所名、代表者、担当者、連絡先等が代わる可能性がある。その場合の手続きはどうなるか？	変更が生じた時点で、環境省又は環境省が別途指定する連絡先に速やかに連絡してください。
I-3-4-5	《設備導入事業》事業完了後の3年間で、診断結果のCO ₂ 削減量に未達だった場合は、診断結果報告書に記載された対策提案をすべて実施しなければならないか？	未達における措置については、事業を完了してから、初年度のみ実施いただく必要があります。目標を達成出来なかった場合は、まず第1段階の対策として、導入した設備による運用改善を行っていただく必要があります。それでも目標に達成しなかった場合は、再エネ電気への切り替えや、J-クレジットの購入を行っていただく必要があります。

II. 診断事業

1. 全般

No	Q	A
II-1-1	申請の結果はどのように知らされるか？	交付決定通知または不採択通知としてメールで通知します。不採択の理由については通知しません。また、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしません。
II-1-2	採択されなかった場合の資料は返却されるか？	返却しません。
II-1-3	交付決定後に辞退は可能か？	辞退可能です。中止（廃止）承認申請書（交付規程様式6）を提出してください。

2. 対象となる事業所

2.1 事業所の単位

No	Q	A
II-2-1-1	サービス付き高齢者向け住宅は対象となるか？	対象となりません。
II-2-1-2	マンション、シェアハウス、社員寮は対象となるか？	対象となりません。CO2削減診断事業は事業所（工場や業務用ビル等）が対象です。
II-2-1-3	同一敷地内に事務棟と番地が異なっている複数の工場建屋があり、重油・電気等のエネルギー使用の請求書は工場毎に届いている。この場合、1つの事業所となるか？	同一敷地内にあるため、1事業所としての応募は可能です。
II-2-1-4	公道で区分された同一敷地内に複数の学部を擁する大学がある。特定の学部で応募できるか？	1事業所（ここでは大学キャンパス）の中から、特定の学部、あるいは特定の建物だけを分割して応募することはできません。
II-2-1-5	事業所として同一敷地内に複数の建物が存在する場合、その中の一つの建物だけで応募できるか？	1事業所の中から、1建物だけを分割して応募することはできません。
II-2-1-6	同一敷地で病院内に同法人の介護老人保健施設を営んでいる場合、申請は病院でよいのか？	介護老人保健施設が病院の一部門（あるいはその逆）の場合は、介護老人保健施設を含む病院全体として申請してください。病院と介護老人保健施設が別法人（個別の定款を持ち、それぞれ決算している）の場合は、法人単位で申請してください。

2.2 過去に診断事業を受診した場合の制限

No	Q	A
II-2-2	過去に環境省以外の省エネ診断補助事業を受けたが、今回の診断事業に新たに応募できるか？	応募できます。

2.3 複数事業所の応募

No	Q	A
II-2-3	1法人当たり5事業所以内とのことだが、グループ会社の場合はそれぞれの法人が5事業所ずつ応募できるか？	1法人当たり5事業所以内で応募できます。

3. CO2排出量の算定

No	Q	A
II-3-1	設備更新前のCO2排出量を算定する「基準年度」は、具体的にいつか？	2019年度（4月～3月）としてください。
II-3-2	電気の検針が月半ば（15日締め）の場合は、いつからいつまでで計算をすればよいか？	必ずしも1日～31日までのみでなくても、事業所の検針日から翌月の検針日までの1ヶ月で問題ありませんが、正確な連続する1年間のデータが必要です。
II-3-3	年度途中で電力会社を変更した。新旧の電力会社で検針日が異なる場合、どのように記載すればよいか？	4月から翌年3月末の連続した1年度分となるように調整した上で提出してください。
II-3-4	構内で使用する車両、フォークリフトの燃料は工場・事業場全体のCO2排出量計算の対象となるか？	事業所内の製品や材料等の運搬に要した燃料は対象です。人の移動を目的とした車両は対象となりません。
II-3-5	老健施設の送迎用車両の燃料は工場・事業場全体のCO2排出量計算の対象となるか？	対象となりません。また公道を走行する自動車学校の練習車などは対象となりません。
II-3-6	複数のエネルギーの請求書を事業所でまとめて受けている。個別の金額のものがない場合はどうしたらよいか？	個別のエネルギー消費量のデータがあるのであれば、請求書と合わせて提出してください。どのような根拠書類か迷われた際は、個別に対応しますので、機構までご連絡ください。
II-3-7	対象の事業所が熱供給事業所などである場合は、供給した電気や熱に相当するCO2排出量は差し引いた計算でよいか？	事業所外に供給したエネルギーに相当するCO2排出量を引いて計算してください。
II-3-8	買電の場合、換算係数は何を使えばよいか？	電気の換算係数は0.000441t-CO2とします。本事業の計算様式にも反映しています。
II-3-9	テナントビルの電力使用量でオーナー分とテナント分が計測で厳密に管理されていない場合、それぞれの使用量はどのように計上すればよいか？	集計（算出）方法を提出していただき、審査の上判断します。

No	Q	A
II-3-10	業務用ビル等に当該するビルの所有者（以下「オーナー」という。）以外の事業者（以下「テナント等」という。）が入居している場合、どのように取り扱えばよいか？	<p>《オーナーが申請する場合》 オーナーが当該ビルについて削減診断事業又は設備導入事業に申請しようとするときは、テナント等が所有する設備において使用されるエネルギーからのCO2排出量は算定の対象とはなりません。</p> <p>《テナント等が申請する場合》 テナント等が診断事業又は設備導入事業に申請しようとするときは、当該テナントが所有する設備のエネルギー使用に伴うCO2排出量が算定対象となります。このため、当該テナントが所有する設備のエネルギー使用量が、エネルギーの購買契約や計測器等で明確に把握できる必要があります。（図1参照）</p>

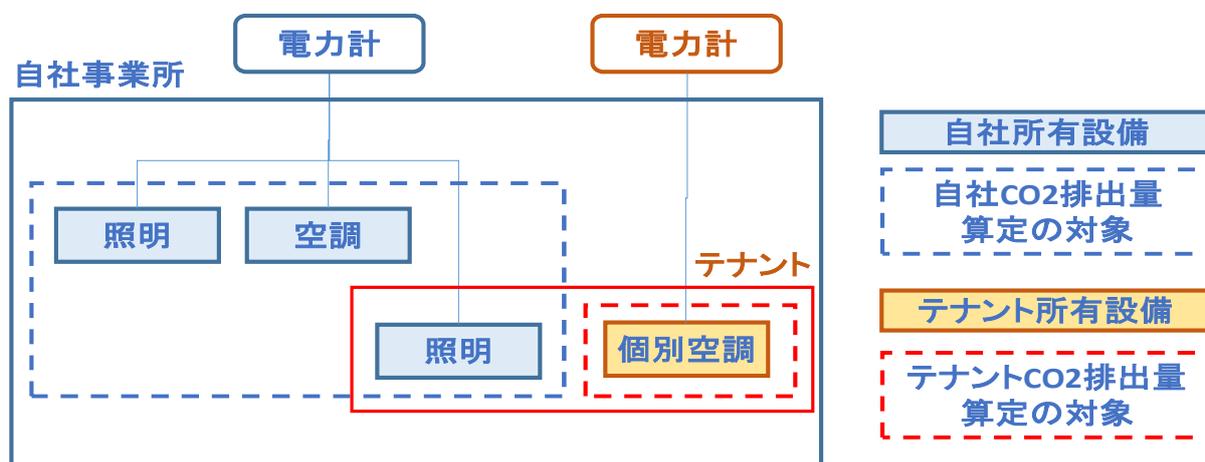


図1. 事業所内に他の事業所（テナント等）が存在する場合のCO2排出量算定対象範囲

4. 診断機関の選定、委託

No	Q	A
II-4-1	どの診断機関に委託したらよいか？	環境省の診断事業で認定された診断機関で、二者以上の診断機関から見積もりを取得し、比較したうえで選定してください。 機構のHPで登録された「診断機関のリスト」を公開しています。対応できる地域、専門分野、診断機関のHP情報等も併せて公開されるため受診事業所のニーズに合わせ選定してください。
II-4-2	診断機関を決定できない場合、または診断機関と実施時期などで合意できない場合はどうなるか？	交付申請をすることは出来ません。
II-4-3	環境省の診断機関リストには登録されていないが、従来から取引している実績のある事業者に診断を委託できるか？	環境省で認定された診断機関以外には委託できません。
II-4-4	診断機関を選ぶ際に相見積りは必要か？	環境省で認定された診断機関で、二者以上の診断機関から見積もりを取得し、比較したうえで選定してください。
II-4-5	相見積した見積書の提出は必要か？	相見積した全ての見積書を提出してください。
II-4-6	交付申請時に診断機関とどこまで合意しておく必要があるか？ 正式発注するとき内容の変更は可能か？	交付申請時は仮契約的な位置づけで結構です。契約内容は交付決定までは変更は可能ですが、交付決定以降の変更は交付規程に則した手続きが必要になります。

5. 診断について

No	Q	A
II-5-1	事業所内の全ての設備を診断してもらう必要はあるか？	事業所全体の状況を把握した上で、CO2排出量を算定するのは更新する設備のみで構いません。
II-5-2	診断事業はどのように実施されるのか？	別途公表予定の本事業の診断実施要領に基づいて、環境省が指定する診断期間が実施します。
II-5-3	診断報告書確認証の発行にはどれくらいの時間がかかるか？	診断報告書の修正等が無い場合に10営業日を予定しています。

6. 提出書類及びその記載方法

6.1 交付申請

No	Q	A
II-6-1-1	交付申請の日付はいつにすればよいか？	公募期間内としてください。
II-6-1-2	各種様式にある代表者とは、社長を指しているのか？ また、個別の事業所での申請の場合、事業所の印でよいか？	代表取締役社長の他に、診断事業又は設備導入事業を実施する事業所において、事業を実施し、費用支払を決裁する権限を持つ者（支店長、工場長、事業部長、執行役員等）でもかまいません。

No	Q	A
II-6-1-3	事業所の基本情報（社名、事業所名、代表者名、担当者名、連絡先等）が変更になった場合はどうすればよいか？また、変更の手続き書類等はあるか？	機構に変更情報をご連絡ください。変更内容を確認の上、手続きについてご連絡します。
II-6-1-4	代表事業者の業種が“製造業”で、受診する事業所の業種が“69：不動産賃貸業・管理業”と異なっても問題ないか？	問題ありません。
II-6-1-5	診断実施時期及び期間はどのように設定されるのか？	受診事業所と診断機関で協議して設定してください。ただし事業完了（支払い完了）は7月11日となっていますので注意して下さい。
II-6-1-6	交付申請時に提出する見積の見積作成日・見積有効期限について規定はあるか？	交付申請では交付決定までの標準的な期間は1.5か月のため、有効期限については余裕を持って作成してください。
II-6-1-7	人件費単価とはどのようなものを指しているのか？ 国交省単価でもよいか？	社内規定で決めている日額単価や時間単価を規定したものを提出してください。規定がない場合は国交省単価を使用することもできます。
II-6-1-8	見積作成で、診断機関に人件費単価規定が無い場合、どうしたらよいか？	社内規定で決めている日額単価や時間単価を規定したものを提出してください。規定がない場合は国交省単価を使用することもできます。

6.2 事業所の業務概要

No	Q	A
II-6-2	事業所の業務概要がわかる資料としてパンフレット等は作成していないので、提出しなくてもよいか？	必ず提出してください。申請事業者と受診事業所の事業の概要がわかる資料であれば形式は問いません。

6.3 完了実績報告

No	Q	A
II-6-3-1	契約書の代わりに両社の代表者のサインによる覚書で必要事項が記載されているものは受理されるか？	受理します。ただし、万一事故等が発生した場合、両者間での対応が必要となります。
II-6-3-2	契約書に、診断中の事故等に対応する損害賠償事項がない場合は受理されるか？	受理します。
II-6-3-3	事業完了後、交付決定額と相違が出た場合、契約書の変更が必要か？	契約書の変更は不要です。但し、交付決定額を超える経費申請はできません。

6.4 精算払請求

No	Q	A
II-6-4	請求に支払い手数料が含まれていた。この場合は減額されるか？	振込手数料分が減額されます。また、振込手数料が一般管理費等の積算の基礎に含まれている場合はその分も減額されます。

7. 補助対象経費

No	Q	A
II-7-1	計測機器の経費はどのように取り扱うか？	診断機関が所有する計測機器の償却費用の請求は認めません。レンタル費用は認めます。5万円未満であれば購入し消耗品として請求することは認めます。
II-7-2	出張における経路は自由に選択できるか？	原則として「最も経済的な通常の経路及び方法（旅費法第7条）」により決定してください。
II-7-3	交通費は全て領収書が必要か？	原則としてすべて必要です。新幹線や長距離交通費で領収書提出の場合にはインターネットの乗車案内で利用区間がわかるものを印刷して提出してください。
II-7-4	近郊の電車や路線バスを現金で利用した。乗車記録や領収書がないが申請はどうするか？	インターネットの乗車案内で利用区間がわかるものを印刷して提出してください。
II-7-5	新幹線チケットをEX-ICで購入した場合、どのように申請すればよいか？	利用票または領収書（利用証明書）の写しを提出してください。
II-7-6	消費税は受診事業所が負担するのか？	消費税は受診事業所の負担です。
II-7-7	診断機関への委託料（診断費用）の支払いに要する銀行振込手数料は、受診事業所が負担するのか？	銀行振込手数料は受診事業所と診断機関で決めてください。振込手数料は補助対象外経費です。
II-7-8	公募要領では支払は金融機関からの振込とあるが、割賦や手形での支払はできないか？	割賦、手形による支払いはできません。
II-7-9	診断機関から提出された見積金額に基づき交付申請し、交付決定された満額を請求することはできるか？	最終的な補助金の請求は、交付決定額ではありません。完了実績報告の後、機構が発行する交付額確定通知に記載された金額（機構が認めた額）を請求することができます。
II-7-10	診断に要した経費が交付決定額を上回った場合は、上回った分は受診事業所が負担するのか？	交付決定額を上回る場合、その差額は受診事業所の負担です。
II-7-11	レンタカーは賃借料として認められるか？	交通費として計上できます。レンタカーで使用したガソリン代はレンタカー代に含まれている場合のみ計上できます。途中で給油したガソリン代は認められません。
II-7-12	タクシー利用は認められるか？	タクシーを使わねばならなかった理由を記載し、領収書と最寄りの駅から目的地までの地図を添えて提出してください。距離や公共交通機関の状況などを踏まえ審査します。

No	Q	A
II-7-13	計測機器があったため社用車で移動した。ガソリン代、高速道路代は認められるか？	ガソリン代の領収書のみでは認められません。社用車の利用は社内規定等で説明することを条件に認めます。高速道路代は領収証があれば認めます。
II-7-14	旅費における日当は診断機関の社内規定に定める金額を交通費に加算すればよいか？	社内規定に準拠しますので、社内規定の写しを提出してください。 環境省発行の「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（同じく交付申請書の手引きに添付）参照。
II-7-15	診断に要した交通費の補助対象となる範囲は？	<p>原則は診断機関が起点ですが、目的地（受診事業所）までに利用する交通機関のルートがもっとも経済的な経路及び方法で、かつ、時間的にも合理的である場合は、次の条件でその利用を認めます。</p> <p>1. 出張の起点（終点）を自宅とした場合（図2-1参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自宅の最寄駅Aから目的地Bまでの交通費の明細と領収書、距離の資料の提出 ② 診断機関を起点として目的地Bまで出張した場合の交通費の明細、距離の資料の提出 ③ 自宅を起点（終点）とした場合と診断機関を起点（終点）とした場合を比較して金額の低い方を認めます。 <p>2. 出張の往路または復路で診断事業とは無関係の目的地に立ち寄る場合（図2-2参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目的地Aから目的地Bまでの交通費の明細と領収書、距離の資料の提出。 ② 診断機関を起点として目的地Bまで出張した場合の交通費、距離の資料の提出。 ③ 目的地Aから目的地Bまでの交通費は、診断機関から直接目的地Bまで出張した場合の費用を上限として請求できます。 ④ 目的地Bに出張するために宿泊が必要になった場合は宿泊費も受診事業所Bの費用とします。 <p>3. 2つの受診事業所に連続で出張した場合（図2-3参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交通費、宿泊費は診断機関、A、Bの三者で協議の上請求してください。 ② 交通費はA、B別々に出張した場合の診断機関との往復費用を上限とします。実費がそれを下回る場合は実費が上限額となります。 ③ A、Bいずれも交通費の明細と領収書、距離の資料を提出してください。また、診断機関に②の上限額が確認できる資料の作成を依頼の上、そちらも提出してください。

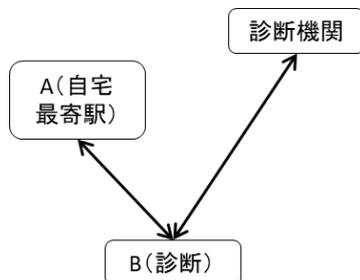


図2-1

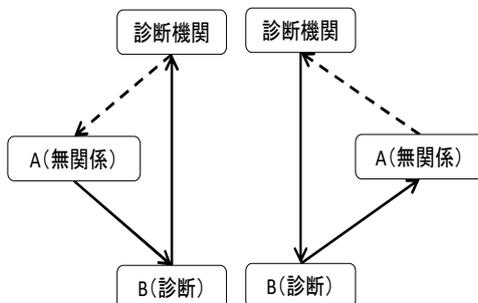


図2-2

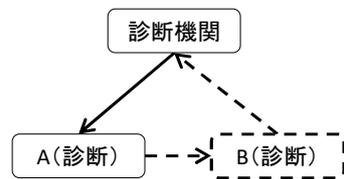


図2-3

Ⅲ. 設備導入

1. 全般

No	Q	A
Ⅲ-1-1	応募の結果はどのように知らされるか？	採択・不採択ともメールで通知します。不採択の理由については通知しません。また、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしません。
Ⅲ-1-2	採択後に辞退は可能か？	辞退可能です。採択辞退届（機構指定様式）を提出してください。診断事業を利用している場合、診断事業の補助金は支払われません。
Ⅲ-1-3	交付決定後に辞退は可能か？	辞退可能です。中止（廃止）承認申請書（交付規程様式6）を提出してください。診断事業を利用している場合、診断事業の補助金は支払われません。
Ⅲ-1-4	応募申請の際、エンドユーザー都合で、3期工事に分ける必要があり、年度またぎする場合、問題はあるか？ もしくは、初年度に1期工事、次年度に2期工事、次々年度に3期工事と分けて申請する事は可能か？	本補助事業は単年度事業であるので、年度またぎはできません。 また同様に期を分けての申請もできません。
Ⅲ-1-5	設備導入事業で申請する機器以外で、他の補助金との併用できるか？	本事業で申請しない機器については併用できます。
Ⅲ-1-6	本補助事業において、以下の①②の制度との併用は可能か？ ①経営強化法認定（固定資産税の特例措置） ②中小企業経営強化税制	併用できます。
Ⅲ-1-7	本補助金を活用して導入した設備について、税制優遇措置（生産性向上設備投資促進税制、中小企業投資促進税制、グリーン投資減税等）を受けようとした場合、適用不可等の制約はあるか。	制約はありません。
Ⅲ-1-8	この補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するか？	該当します。
Ⅲ-1-9	LED照明に対する補助について、ランプ及び器具は別の補助金（経産省の補助金など）、との併用は可能か？	当事業においてLEDを導入する場合は、別の補助金との併用はできません。
Ⅲ-1-10	LED以外の設備（空調やボイラーなど）について、機器は別の補助金（経産省の補助金など）、工事は環境省の機器導入補助という併用は可能か？	併用できません。
Ⅲ-1-11	補助金の上限額は5,000万円だが、下限額はあるか？	下限額は設定していません。ただし、対象設備は償却資産登録が必要です。

No	Q	A
Ⅲ-1-12	本体工事と再生可能エネルギー導入で補助の計算式はどのようになるか？	LED照明設備・再生可能エネルギー設備の法定耐用年数期間におけるCO2削減量は、全CO2削減量の2分の1以下までを認めるものですので、補助対象経費の計算方法は以下のとおりになります。 [補助対象経費] = [LED照明設備・再生可能エネルギー設備以外の補助対象経費] + [LED照明設備・再生可能エネルギー設備の補助対象経費] × [全CO2削減量の1/2以下に修正したLED照明設備・再生可能エネルギー設備のCO2削減量] ÷ [修正前のLED照明設備・再生可能エネルギー設備のCO2削減量]

2. 対象となる申請者

No	Q	A
Ⅲ-2-1	中小企業とは？	本補助制度においては、会社法（平成17年法律第86号）上の会社であり、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の基準に合致する場合に、「中小企業者」として取扱います。
Ⅲ-2-2	独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人など様々な事業形態があるが、これらの法人は、資本金（出資金）又は従業員の基準を満たせば、本補助制度における中小企業等に該当するか？	左記に上げられる法人につきましては、令和元年度(2019年度)の年間CO2排出量が50t以上3,000t未満の事業所を保有する者であれば中小企業等に該当します。
Ⅲ-2-3	「社会福祉法人」がサービス業に該当し従業員数100人以下の場合「中小企業」に該当するという判断もあるが、それで正しいか？	社会福祉法人につきましては、令和元年度(2019年度)の年間CO2排出量が50t以上3,000t未満の事業所を保有する者であれば中小企業に該当します。
Ⅲ-2-4	中小企業基本法によると、中小企業の中にさらに「小規模企業者」という定義*があるが、こちらは中小企業と考えてよいか？	中小企業に該当します。
Ⅲ-2-5	機器についてはリースでの導入を考えている。この場合、代表事業者はリース事業者、共同事業者は診断事業の受診事業所になるが問題はないか？	問題ありません。

3. 対象となる事業所

No	Q	A
Ⅲ-3-1	他省庁の省エネ診断結果に基づく提案を元に応募はできるか？	応募できません。
Ⅲ-3-2	既に一度CO2削減ポテンシャル診断推進事業やSHIFT事業で補助金を交付された事業所は応募できるか？	補助対象設備が重複しない場合は応募可能です。
Ⅲ-3-3	当社の別の事業所が環境省の機器導入の補助を受けているが応募できるか？	応募できます。
Ⅲ-3-4	過去に応募し不採択となった事業所は再度応募できるか？	再度、応募できます。
Ⅲ-3-5	2次公募申請する場合、診断事業が完了して完了報告を提出すれば、補助金を受領していなくても応募要件を満たすのか？	診断結果確認機関の確認証を以って設備導入の応募ができます。なお、診断事業の補助金の支払いは設備導入事業の交付申請の確認等をもって支払います。
Ⅲ-3-6	投資回収年数3年以上とは、個々の補助対象対策で判断になるのか？なお、投資回収年数の計算はどのようになるのか？	個々の補助対象対策ごとではなく、補助対象全体で判断します。また、投資回収年数の計算は総事業費（円）÷年間のランニングコスト削減効果額（円/年）になります。

4. 対象となる主な設備・機器

No	Q	A
Ⅲ-4-1	故障している機器の更新も補助金事業の対象に含めて申請する事は可能か？	CO2削減のための機器更新が原則です。「故障した状態、使用していない設備・機器」は対象とはなりません。
Ⅲ-4-2	新設備導入後は、非常時（新設備点検時および故障などによる運転停止時）のバックアップとして旧設備を残すことは可能か？	更新対象の機器・設備は撤去または稼働不能状態とすることが条件です。
Ⅲ-4-3	部品交換でCO2削減が見込める場合、対象となるか？	単なる機能回復の場合は対象となりません。
Ⅲ-4-4	設備の取り付け工事、基礎工事は対象となるか？	取り付け工事は対象となります。既設設備の撤去工事は対象とはなりません。基礎工事は必要最低限となります。
Ⅲ-4-5	導入事業で更新設備は既存設備の能力以下となっているが、暖房能力を同等とした場合に、冷房能力が既存能力以上になる場合は認められるか？	応募申請時に相談してください。
Ⅲ-4-6	導入設備周辺の安全対策（例、立入禁止柵）は対象か？	補助対象となりません。
Ⅲ-4-7	設備を屋上に設置する架台の補強は補助対象か？	個別に確認します。

4.1 空調機および空調システム

No	Q	A
Ⅲ-4-1-1	既設全熱交換器にCO2センサー制御を導入する場合、制御に必要なセンサー・コントローラーは省CO2化関連工事として申請できるか？	本工事（空調システム工事等）がある場合には、省CO2化関連工事として申請できます。また、センサーやコントローラーは空調の更新と合わせて導入する場合、補助対象になります。
Ⅲ-4-1-2	省CO2型換気設備とは、どのような設備導入した場合に7,700円/t-CO2となるのか？	省CO2型換気設備とは、外気と内気の熱交換を行うことで室内の温度変化を抑制しつつ、換気を行うことができる換気設備です。本事業では、換気設備は、全熱交換器のみ対象となります。全熱交換器型換気扇を指します。但し、換気設備単体もしくは空調システム+換気設備の場合は別の補助金（公募要領11ページ参照）への応募となります。本補助事業では空調システム+換気設備にプラス他の設備1つ以上（冷却水システム、圧空システムなど）もしくは換気設備とその他設備1つ以上とのセットに限ります。
Ⅲ-4-1-3	バイオマスボイラーは対象となるか？	導入要件（公募要領(2)【導入】事業）をみたすものは対象となります。
Ⅲ-4-1-4	LEDと空調機を更新しようと考えているが、その場合の補助上限額はあるのか？	本事業によりLED照明設備を導入する場合には、LED照明設備の導入に対する法定耐用年数期間におけるCO2削減量は、全CO2削減量の2分の1以下分が補助上限額になります。なお、LED照明設備の導入と再生可能エネルギー設備の導入とを同時に行う場合には、両者の導入に対する法定耐用年数期間におけるCO2削減量は、全CO2削減量の2分の1以下分が補助対象となります。
Ⅲ-4-1-5	外灯（水銀灯）をLED化する場合、ランプのみの交換は補助対象になるか。	外灯そのものを更新する場合は補助対象になりますが、ランプの交換のみは補助対象外になります。
Ⅲ-4-1-6	エネルギー管理システム（EMSなど）は対象となるか？	エネルギー管理設備は、CO2を排出する他の対象機器と併せて導入し、エネルギー管理設備によるCO2削減効果を合理的に算定できる場合に限り、補助対象として認めます。
Ⅲ-4-1-7	インバータは対象となるか？	インバータそれ自体はCO2削減にはなりません。使用方法が限定的で必ず機器の運転を伴うため対象となります。
Ⅲ-4-1-8	デマンドコントローラーは対象となるのか？	デマンドコントローラー自体はCO2削減にはなりませんので、対象にはなりません。。

5. 診断結果報告書との整合

No	Q	A
Ⅲ-5-1	診断事業の診断結果報告書で提案されていない機器を応募できるか？	応募できません。ただし、新技術で診断時にはなかった機器などに変更しての応募はできます。個別に機構に相談してください。
Ⅲ-5-2	診断事業の後に自費で追加診断した。そこで出された提案を機器導入の項目に追加して応募できるか？	応募できません。
Ⅲ-5-3	設備導入のため診断事業結果報告書を更に精査する中で、当初提案された内容と削減率が変わってきた（例えば、空調機の台数、配管の長さ等）。このような変更は認められるか？	診断結果報告書の精査に伴う変更は認められます。変更理由、効果計算書など必要書類を提出してください。
Ⅲ-5-4	設備導入事業の対象となるものは、診断事業で対策提案として記載されている必要があるか？ また、診断事業で診断した際の設備容量と異なる設備容量での申請は問題ないか？	本事業の診断事業を利用して設備導入事業を利用する場合は原則として診断報告書で提案された内容を実施してください。数値の変更は認めません。
Ⅲ-5-5	2年前の診断報告書で導入事業に応募する場合、設備の性能もよくなっているが、申請の数値はどれを使うか？	基本は診断報告書の内容で申請してください。性能アップ等があれば、個別に変更理由を記載してください。

6. リース・ESCO

No	Q	A
Ⅲ-6-1	リースを利用する場合は、代表事業者は設備を購入しリースする側、共同事業者はリースを利用する側という認識でよいのか？	代表事業者：設備所有者（リース会社） 共同事業者：設備使用者（リース利用者） という関係です。
Ⅲ-6-2	共同申請の場合は、企業パンフレット及び2期分の財務諸表は、代表事業者・共同申請者どちらのものも必要か？	代表事業者のみで結構です。
Ⅲ-6-3	リース会社を代表事業者として採択されたが、その後に共同事業者が代表事業者になり、リースを活用しないスキームに変更することは可能か？	採択後の代表事業者の変更はできません。
Ⅲ-6-4	応募申請時にリース契約で採択されたが、その後にESCO事業に変更（その逆も含む）することは可能か？	採択後の代表事業者の変更はできません。
Ⅲ-6-5	事業実施場所の所有者が中小企業の区分であっても「リース」や「ESCO」を活用した場合は補助額が5,000円/t-CO2になるということか？	「リース」や「ESCO」を活用する場合であっても、設備を導入する者が中小企業等の場合は、補助額は7,700円/t-CO2になります。
Ⅲ-6-6	ESCO事業は「シェアード」と「ギャランティード」いずれも対象となるか？	ESCO事業での対象は「シェアード」のみ対象です。
Ⅲ-6-7	リース会社はユーザー指定の業者で構わないか？ 制約はあるか？	リース会社選定においても、二者見積の取得が必要です。ただし、補助事業の遂行上、二者見積取得が著しく困難又は不相当である場合は機構に相談してください。

No	Q	A
Ⅲ-6-8	リースでの調達とユーザーの調達を併用することはできるか？（例：空調はリースで、ボイラはユーザーで調達など）	リースでの調達とユーザーの調達の併用はできません。
Ⅲ-6-9	【無償譲渡条件のリース契約について】リース期間の終了後に所有権を無償でユーザーに移転する契約（いわゆる無償譲渡条件リース）についても、補助対象になると考えてよいか？	補助対象と考えますが、設備の法定耐用年数期間内は、売却、譲渡、貸付、廃却等には制限があるため、必ず事前に環境省に確認が必要です。（交付規程 第8条 十四）
Ⅲ-6-10	【リース料の支払スケジュールの制約の有無】15年を基本リース期間（設備の法定耐用年数期間）とした場合、9年間で支払完了+6年間0円請求という契約は認められるか？	何らかの形で本質的にリースの契約が継続していれば問題ありません。ただし補助金相当額を9年間でユーザーへ返還する必要があります。
Ⅲ-6-11	所有者留保付割賦契約で応募できるか？	応募はできません。
Ⅲ-6-12	リース契約の場合、補助金はユーザー又はリース会社のどちらに振り込まれることになるか？	代表事業者（リース会社）に交付されます。リース会社は補助金相当を減額して、共同事業者（導入事業所）に請求をすることになります。
Ⅲ-6-13	事業報告をするのはリース会社か、設備を使用する共同事業者か？	連名で提出してください。

7. 提出書類及びその記載方法

7.1 経費内訳

No	Q	A
Ⅲ-7-1-1	【様式2の経費内訳にて購入予定の主な財産の内訳の記載について】一組が50万以上する機器が何台もある場合は1台1台全てを記載するべきか？名称毎にまとめて記載してもよいか？	仕様が同じ機器であれば、名称毎にまとめて記載しても結構です。また、仕様が異なって多数台あれば、ある単位（※）にまとめて記載しても結構です。（※ 空調設備においてマルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコンなど。）
Ⅲ-7-1-2	定価が不明の場合はどのように対応するのか？	見積書、経費内訳書に【定価】や【標準価格】等の記載があれば、それを根拠とします。（カタログやメーカーに直接見積を要求して取得できている場合はそれでもOK）。
Ⅲ-7-1-3	応募申請書 様式2経費内訳の経費区分・費目・細分の欄にはどの程度に分解して記載するのか？	交付規程、公募要領の別表第2の細分に従って記載してください（材料費・・・、労務費：人工・単価、直接経費・・・）。
Ⅲ-7-1-4	免税事業者として申請したいが、消費税を含む金額で記載するのか？	消費税を含む金額で記載してください（交付規程 様式第1及び別紙2、応募申請書 様式2ともに）。

7.2 実施計画書

No	Q	A
----	---	---

No	Q	A
Ⅲ-7-2	診断機関は代表事業者の事務代行者になることはできるか？ また事務代行者は別途委託契約等を交わし実施する事が可能か？	診断機関が事務代行者になることは可能ですが、事務代行による委託契約等に係る費用は補助対象外です。また、工事請負先でない限り、事務代行者になることが可能です。

7.3 CO2排出量、削減率の算出

No	Q	A
Ⅲ-7-3-1	削減率を計算する基準年度とは具体的にいつのことか？	基準年度は2019年度とします。
Ⅲ-7-3-2	電気のCO2排出係数はどのように考えたらよいか？	応募申請時は契約する電力会社によらず0.000441t-CO2を使用します。本事業用の計算シートをご確認ください。
Ⅲ-7-3-3	電力切替によるCO2削減効果は、削減量に算入できるか？	対象外です。
Ⅲ-7-3-4	バイオマス燃料を使用した際のCO2排出量は「0」として扱うが、今回のCO2削減診断事業においても同様と考えてよいか？	供給事業者に排出係数を確認していただき、その係数を使用してください。不明であれば「0」として下さい。
Ⅲ-7-3-5	設備導入事業に応募申請する際は削減効果が必達となるので、安全率を掛けた数値で提出したい。その場合、診断事業で記載する削減効果の数値と異なるが、これはよいか？	基本的には診断報告書で提案された対策の削減量を使用することになりますので、診断の段階から安全率を掛けた数値としてください。 診断結果と異なる削減量を使用する場合はその理由と根拠を明記してください。

7.4 交付申請

No	Q	A
Ⅲ-7-4-1	交付規程様式第1の2補助金交付申請額は、総事業費を記載するのか？	総事業費ではなく、応募申請書別紙2経費内訳の補助金所要額を記載してください。
Ⅲ-7-4-2	交付決定後に減額した場合、変更届を提出後、再び変更後の交付決定をもらわなければ作業はできないのか？	仕様変更による減額は、変更交付申請書、及び見積書／経費内訳書／選定理由書等の提出後審査を行い、問題なければ変更交付決定通知書を発行します。この場合は変更交付決定通知書を受領後でないと発注・工事はできません。
Ⅲ-7-4-3	変更交付申請書を提出してから変更交付決定通知が出されるまでの期間はおよそどれくらいか？	変更内容にもよりますが概ね2週間程度です。
Ⅲ-7-4-4	財務諸表等応募申請から変更がない場合は、再提出の必要はないか？	変更がない場合は、提出は不要です。決算月の関係で財務諸表が新しくなっている可能性があるので注意してください。
Ⅲ-7-4-5	申請排出量を必達するために、余裕度を計算して申請できるか？	申請排出量が稼働時間の増加等により未達にならないよう、診断の段階から申請排出量算定の際には十分ご留意ください。

7.5 見積

No	Q	A
Ⅲ-7-5-1	添付する見積書は原本か写しか？	見積書は写しを提出してください。
Ⅲ-7-5-2	添付する見積書は、過去にもらったものでよいか？	交付申請時点で有効期限内の見積書であれば問題ありません。
Ⅲ-7-5-3	見積書のひな形はあるか？	ひな形は特にはありません。ただし見積りの内訳に、「別添 経費内訳表」にある細分が分かるように記載して下さい。また、記載した分類を見積書の内容で確認できるようにして下さい。
Ⅲ-7-5-4	応募申請時に二者見積を提出する必要があるか？	応募申請時は最低一者の見積を添付してください。交付申請時は最低二者の見積を添付してください。
Ⅲ-7-5-5	二者見積だが、二者の中に資本関係のある商社が含まれてもよいか？	資本関係のない二者としてください。
Ⅲ-7-5-6	二者見積合わせで不採用とした一者の見積書についても明細書まで必要か？ 「不採用とした一者の見積書」は、業者の「捺印」は必要か？	必要です。 二者見積ができ、発注先を選定できるレベルの記載は必要です。 信用できる見積書として「捺印」は必要です。
Ⅲ-7-5-7	自社製品を使用することは可能か？	可能です。ただし、利益排除に従って、製造原価で申請してください。
Ⅲ-7-5-8	見積書の労務費は建設物価の公共工事設計労務単価に掲載されている、労務単価+必要経費の単価を使用してもよいか？	建設物価の公共工事設計労務単価に掲載されている労務単価については、必要経費を含まない労務単価を使用して結構です。
Ⅲ-7-5-9	機器本体（空調機本体やボイラ本体）は、補助対象経費の費目では「設備費」になるか？	空調機やボイラー本体を含め、本事業に使用する設備・機器・材料は、全て本工事費中の「材料費」です。
Ⅲ-7-5-10	省CO2化関連工事と本工事の工事業者が同じ場合、見積書は一つでよいか。	見積りは一つで良いが、項目はそれぞれの内容がわかるように分けて記載して下さい。
Ⅲ-7-5-11	見積書で出精値引きを記載しても良いか？	出精値引きは不可とします。

7.6 実施段階

No	Q	A
Ⅲ-7-6-1	現在診断事業中だが、どこまでが診断事業の完了と考えればよいか？	受診事業者が、診断機関より診断結果報告書及び診断結果確認機関から発行される確認証を受領し、診断費用の支払いを済ませ領収書を受領して、事業完了となります。
Ⅲ-7-6-2	交付申請時に記載した補助事業の完了予定日を変更したい場合はどうすればよいか？	完了予定期日を超える可能性が出てきた場合には、遅延報告書を提出してください。
Ⅲ-7-6-3	A工場が補助を受けて機器を導入し、数年後（法定耐用年数の経過前）にB工場に吸収され当該機器が不要となり廃却する場合、補助金の返還義務は発生するか？	機構に個別に相談してください。
Ⅲ-7-6-4	工事等の発注先への支払いは手形でもよいか？	支払いは金融機関による振込としてください。割賦・手形支払い等は認められません。

No	Q	A
Ⅲ-7-6-5	業者への支払いについて分割でもよいか？	分割のスケジュールがわかる資料を提出してください(売買契約書等)。割賦は認められません。

7.7 完了実績報告

No	Q	A
Ⅲ-7-7-1	既設設備の銘板が撮影しにくい場合も、写真撮影は必須か？	白板に設備名や型式等を記載して撮影してください。
Ⅲ-7-7-2	空調の場合、撮影部位は室内機・室外機・リモコンでよいか？	補助対象に冷媒配管、ダクトが含まれていればそれも追加してください。また、集中制御しているような場合は電気制御盤を追加してください。
Ⅲ-7-7-3	補助対象外の機器・設備でも工事状況の写真添付は必要か？	不要です。
Ⅲ-7-7-4	完了実績報告はいつまでに行わなければならないか？	基本は導入事業完了後30日以内、または診断事業は7月28日、設備導入事業は2月10日のいずれか早い日となります。

8. 補助対象経費

No	Q	A
Ⅲ-8-1	消費税は対象となるか？	対象とはなりません。ただし、免税事業者については、消費税を含めて申請できます。
Ⅲ-8-2	応募申請する際の設備費用は、診断結果報告書に記載されている設備費用と差が生じても問題ないか？	問題ありません。ただし、交付決定した金額を上限として実費精算します。
Ⅲ-8-3	補助対象経費の内、事務費【委託料】とあるが、コンサル会社等に補助金申請の業務を委託した場合、対象となるか？	応募申請書・交付申請書の作成等、申請業務に係る費用は対象とはなりません。

9. 事業報告

No	Q	A
Ⅲ-9-1	申請排出削減量は、3年間必達か？	必達を要件とするのは、初年度の事業報告書提出分になります。そのため、当該分については、申請排出削減量に達成しなかった場合、目標値を達成するための措置が必要になります。
Ⅲ-9-2	事業計画以上の生産の増加があり、CO2削減量は達成できない場合、原単位での削減量で応募時の削減率を達成していれば問題ないか？	原単位での削減は認められません。CO2削減量での達成が必須です。

10. 取得財産の管理

No	Q	A
Ⅲ-10-2	補助金交付を受けて、法定耐用年数の経過前に補助を受けた対象の設備を壊してしまう場合はどうすればよいか。	補助を受けた設備機器は法定耐用年数の期間は、売却、譲渡、廃却等は環境省の承諾を得る必要があります。